

○議事日程

令和5年6月7日(水曜日)午前10時00分開議

- (1) 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 議案第2号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- (3) 議案第3号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- (4) 議案第4号事業計画変更に対する意見について
- (5) 議案第5号相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- (6) 報告第1号荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について

○出席委員(17名)

1番 安田 美雄 君	2番 臼田 正嗣 君	3番 山田 彰 君
4番 井上 正隆 君	6番 伊藤 均 君	7番 吉田 和子 君
8番 玉田 和久 君	9番 山田 タツエ 君	10番 八代 治郎 君
12番 青山 雅紀 君	13番 永田 千春 君	14番 西田 耕三 君
15番 西部 徹 君	16番 長尾 始 君	17番 野村 茂 君
18番 日置 香 君	19番 田下 喜代 君	

○欠席委員(2名)

5番 野田 卓志 君 11番 足立 昌人 君

○委員以外の出席者

農業委員会事務局長 山岡 透 君 農業委員会事務局課長補佐 山田 牧広 君
農業委員会事務局主任主査 武藤 好人 君

○農業委員会事務局長(山岡 透 君)

定刻となりましたので、農業委員会総会を始めさせていただきます。
それでは、野村会長より ご挨拶をお願いします。

(会長あいさつ)

○農業委員会事務局長(山岡 透 君)

それでは、本日の欠席委員の報告をさせていただきます。

5番野田委員、11番足立委員の2人ですので ご報告をさせていただきます。

送付しました議案につきまして、文字抜け等がありましたので、本日お配りしました議案にて審議をお願いいたします。

それでは、議案の審議をお願いします。

○議長(野村 茂 君)

ただ今から、関市農業委員会総会を開催します。

会議規則第8条の規定により、過半数以上の委員さんの出席により、総会は成立しています。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

16番 長尾委員さん、18番 日置委員さんのお二人をお願いします。

これより、議案の審議に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題とします。

事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐(山田 牧広 君)

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

農地法第3条の規定により、下記農地の申請がありましたので審議を求めます。

議案は、1ページになります。

1番の案件

位置図は1ページになります。

申請地は東田原公民館から南に480m程に位置する

農振農用地区域内の登記・現況地目 田 3749㎡。

申請の目的は所有権移転です。

譲渡人は農地の管理が困難になったというもの。

譲受人は新規就農のため、農地を譲り受けたいというものでございます。

提出されました営農計画書をお配りさせていただきました。

近隣の知人から農業を教わり、水稻を耕作したいというものでございます。

2番の案件

位置図は2ページになります。

申請地は、野田集会場から西に300m程に位置する。

農振農用地区域内の 登記・現況地目 田 812㎡

申請の目的は所有権移転です。

譲渡人は、本申請地を相続で取得したが、維持管理が出来ないため農業従事者へ譲渡したいというもの。

譲受人は、担い手として譲り受け営農したいというものでございます。

提出されました、営農計画書をお配りさせていただきました。

申請地を畑地転換し、さつまいもを栽培したいというものでございます。

3番の案件

位置図は3ページになります。

申請地は、関市立養護訓練センターから西に 250m程に位置する
農振農用地区域外の登記・現況地目 畑 141㎡

申請の目的は所有権移転です。

譲渡人は相続により申請地を取得したが、維持管理が出来ないため譲渡するというもの。

譲受人は、隣地の空き家と同時に申請地を取得し営農したいというものでございます。

提出されました営農計画書をお配りさせていただきました。

耕作面積も大きくないため、手作業により野菜を栽培したい というものでございます。

4番の案件

議案は2ページ、位置図は4ページになります。

申請地は北野町集会場から東に 200m程に位置する

農振農用地区域外の登記・現況地目 畑 535㎡。

申請の目的は所有権移転です。

譲渡人は高齢になり、農地の管理が出来ないため譲渡したいというもの。

譲受人は自宅隣地の農地を買い受け、本格的に農業を始めたいというものでございます。

提出されました、営農計画書をお配りさせていただきました。

自宅の隣地の農地で毎日のように農作業を行い、野菜を主として栽培したいというものでございます。

5番の案件

位置図は、5 ページになります。

申請地は、岐阜県百年公園事務所から北に 1050m 程に位置する

農振農用地区域外の 登記・現況地目 田 985 ㎡。

岐阜県百年公園事務所から北東に 550m

農振農用地区域内の 登記・現況地目 田 2,401㎡

岐阜県百年公園事務所から東に 550m

農振農用地区域内の 登記・現況地目 田 1,343㎡。 3筆合計 4729㎡

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、市外に居住しており農地の管理が困難になったため譲り渡したいというもの。

譲受人は、美濃市で農場を経営しており、農地を取得し農業経営の拡大をしたいというものでございます。

6番の案件

位置図は6ページになります。

申請地は、関市洞戸事務所から南に 300m程に位置する

農振農用地区域外の 登記地目 原野 現況地目 畑 2筆 413㎡。

農振農用地区域外の 登記地目 宅地 現況地目 畑 211.57㎡。

3筆合計 624.57㎡

申請の目的は所有権移転です。

土地所有者の遺言により、遺言執行者は遺産の遺言執行手続きを進めたいというもの。

受遺者は、これまで土地所有者である、叔母の畑作を手伝ってきており、叔母の意志を受け継ぎ、今後も耕作を続けていきたいというものでございます。

提出されました営農計画書をお配りさせていただきました。

3年間、農業の営農支援学習に通い、露地野菜の栽培方法を学んだ経験を活かし、申請地で叔母の耕作を手伝ってきました。引き続き露地野菜の栽培を行っていききたいというものでございます。

以上6件について、ご審議をお願いします。

○議長(野村 茂 君)

事務局の説明が終わりました。

皆さんから質疑等をいただく前に、それぞれの担当の委員さんから意見があればお伺いしたいと思います。まず、1番、2番の案件について臼田委員さんをお願いします。

○2番(臼田 正嗣 君)

1番の案件ですが、現在は他の人が水田を作ってみえます。今年度は他の地区で水田と畑を借りて勉強中らしいです。2番の案件ですが、田としては機能できませんので、埋め立てて畑として使うしかないかなと思いました。

○議長(野村 茂 君)

ありがとうございました。3番の案件について、野田委員さんは本日欠席ですので、問題ありませんとお聞きしております。4番の案件につきまして、八代委員さんご意見、補足説明ありましたらお願いします。

○10番(八代 治郎 君)

問題はありますが、ここを買われる方が農業をやったことがないということでしたので、どうやるのかを聞いたところ、草刈り機と管理機を買って管理し、野菜も作りたいと言っていました。自分の家とフェンス一枚あるだけですすぐ隣です。だから自分の家を通してすぐに畑に行けますので通路は問題ないです。水路も自分の家の水路があるので、それで十分ですし、管理ができない面積ではないので、草が生えて迷惑かけることはしませんとご主人が言われたので、問題ないと思います。

○議長(野村 茂 君)

ありがとうございました。5番の案件について、永田委員さんお願いします。

○13番(永田 千春 君)

問題ありません。

○議長(野村 茂 君)

ありがとうございます。6番の案件は私が担当ですが、事務局からの説明もありましたように、譲受人の方は譲渡される方の農業の手伝いをされていました。キウイ畑がありまして、その隣にも家庭菜園があります。問題はないと考えております。それぞれの担当の方から説明をもらいましたが、議案第1号について、質疑のある委員さんは挙手にて発言をお願いします。安田委員さんどうぞ。

○1番(安田 美雄 君)

5番の案件ですが、営農計画がないですね。経営面積もありませんし、経営拡大とありますが、そのあたりの調査はされていないのですか。

○農業委員会事務局課長補佐(山田 牧広 君)

こちらは美濃市のほうから耕作証明が出ております。62a、6反ほど耕作を美濃市でされております。議案の備考のほうへ記入させてもらいました。62.79aですね。

○1番(安田 美雄 君)

分かりました。

○議長(野村 茂 君)

他に質疑もないようですので、これより採決します。議案第1号の6件について、許可することに異議のない方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

全員挙手のため、議案第1号の6件について許可することとします。

○議長(野村 茂 君)

続きまして、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について を議題とします。事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐(山田 牧広 君)

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について 農地法第4条の規定により、下記農地の申請がありましたので意見を求めます。議案は3ページになります。

1番の案件

位置図は7ページになります。

申請地は、富岡小学校から西に150m程に位置する

登記・現況地目 畑 2筆 743㎡

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と判断します。

転用目的は共同住宅です。

申請人は高齢となり継続しての耕作が難しくなっており、営農面積を縮小して申請地にアパートを建築して家賃収入を得たいというものです。

5月15日に現地を確認したところ、畑で農地性ありと確認しております。

申請地は第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。

2番の案件

位置図は8ページになります。

申請地は下迫間公民館から北に70m程に位置する

登記・現況地目 田 1, 463㎡

農地の区分は、住宅、事業施設、公共・公益的施設等が連たんしている区域に近接する、10ha未満の農地の区域内であるため、第2種農地と判断します。

転用目的は農地の嵩上げ の一時転用です。

一時転用期間は、24か月です。

申請人は稲作を辞めて、畑地として利用していきたいというものです。

5月15日に現地を確認したところ、田で農地性ありと確認しております。

申請地は第2種農地であり、一時転用はやむを得ないものと判断します。

3番の案件

位置図は9ページになります。

申請地は下倉知公民館から西に100m程に位置する

登記地目 畑 現況地目 宅地 426 ㎡

農地の区分は用途地域にある農地のため、第3種農地と判断します。

転用目的は一般個人住宅です。

申請人は自己用一般個人住宅として利用したいというものです。

5月15日に現地を確認したところ、平成13年頃から一般個人住宅用敷地として利用されており、始末書が添付されています。

申請地は第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。

4番の案件

議案は4ページ、位置図は10ページになります。

申請地は、十六所集会所から西に100m程に位置する

登記・現況地目 田 2筆 739.14㎡

農地の区分は用途地域にある農地のため、第3種農地と判断します。

転用目的は共同住宅です。

申請人は相続後、営農を行っていたが、日照条件が悪く耕作に適していないため、アパートを建築して

収入を得たいというものです。

5月15日に現地を確認したところ、田で農地性ありと確認しております。

申請地は第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。

5番の案件

位置図は11ページになります。

申請地は北野町集会場から東に270m程に位置する

登記・現況地目 畑 162㎡

農地の区分は、水道管、下水道管が整備された道路の沿道で、申請地から概ね500m以内に2つの医療施設があるため、第3種農地と判断します。

転用目的は建築条件付宅地分譲及び共同住宅駐車場です。

申請人は、本申請地を維持管理していくことが困難になってきたため、隣接する土地と一体的に利用して建築条件付き宅地分譲地及び近隣に自らが経営する共同住宅の駐車場として利用したいというものです。

5月15日に現地を確認したところ、畑で農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。

6番の案件

位置図は12ページになります。

申請地は東海環状自動車道 関広見I.C料金所から南に380m程に位置する

登記地目 畑 現況地目 雑種地 2筆 1205㎡

登記地目 田 現況地目 雑種地 390㎡ 3筆合計 1635㎡

農地の区分は住宅、事業施設、公共・公益的施設等が連たんしている区域に近接する、10ha未満の農地の区域内であるため、第2種農地と判断します。

転用目的は駐車場です。

申請人は、申請地南側で機械工具製造業を営んでおりますが駐車場が手狭であることから、本申請地を駐車場として利用したいというものです。

5月15日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第2種農地であるため、代替地性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと判断します。

また本案件は、関市開発指導要綱に基づく、開発協議が必要になります。

以上、6件について ご審議をお願いします。

○議長(野村 茂 君)

事務局の説明が終わりました。

それぞれの担当地区のご確認をいただいた委員さんより、ご意見を頂きたいと思います。

1番の案件について安田委員さんお願いします。

○1番(安田 美雄 君)

特にありません。

○議長(野村 茂 君)

ありがとうございます。2番の案件について、臼田委員さんお願いします。

○2番(臼田 正嗣 君)

隣が田を耕作されておりますので、土砂の高さは隣と協議して決められるということです。問題ありません。

○議長(野村 茂 君)

ありがとうございます。3番、4番の案件について玉田委員さんお願いします。

○8番(玉田 和久 君)

問題ありません。

○議長(野村 茂 君)

ありがとうございます。5番の案件について、八代委員さんお願いします。

○10番(八代 治郎 君)

家に囲まれており、道もしっかりできているので問題はありません。

○議長(野村 茂 君)

ありがとうございます。6番の案件について青山委員さんお願いします。

○12番(青山 雅紀 君)

問題ありません。

○議長(野村 茂 君)

ありがとうございます。他にご意見のある委員さんは 挙手にて発言をお願いします。

(無 し)

質疑もないようですので、これより採決します。議案第2号の6件について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

ありがとうございます。全員挙手をいただきました。議案第2号の6件について、原案のとおり岐阜県知事に進達することと致します。

続きまして、議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について を議題とします。事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐(山田 牧広 君)

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請がありましたので、意見を求めます。
議案は、5ページ からになります。

1番の案件

議案は5ページ、位置図は13ページになります。

申請地は、長良川鉄道 関口駅から西に230m程に位置する

登記・現況地目 畑 320㎡。

農地の区分は用途地域にある農地のため、第3種農地と判断します。

転用の目的は宅地分譲です。

譲渡人は営農が困難なため、譲り受け人の申し出に承諾したというもの。

譲受人は不動産業を営んでおり、申請地を宅地分譲したいというものでございます。

5月15日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しております。

申請地は第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。

2番の案件

位置図は14ページになります。

申請地は東新公民センターから東に20m程に位置する

登記・現況地目 畑 2筆 199㎡。

農地の区分は用途地域にある農地のため、第3種農地と判断します。

転用の目的は一般個人住宅です。

譲渡人は譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は婚姻を機に、住宅を建築し関市に転入したいというものでございます。

5月15日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しております。

申請地は第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。

3番の案件

位置図は15ページになります。

申請地は天神公民センターから北に330m程に位置する

登記・現況地目 田 749㎡。

農地の区分は用途地域にある農地のため、第3種農地と判断します。

転用の目的は貸駐車場です。

譲渡人は譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は近隣事業者から駐車場を借り受けたいとの要望があり、申請地を貸駐車場にしたいというものでございます。

5月15日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しております。

申請地は第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。

4番の案件

議案は6ページ、位置図は16ページになります。

申請地は北野町集会場から東に270m程に位置する

登記・現況地目 畑 571㎡。

農地の区分は住宅、事業施設、公共・公益的施設等が連たんしている区域に近接する、10ha未満の農地の区域内であるため、第2種農地と判断します。

転用の目的は建築条件付き宅地分譲及び駐車場です。

譲渡人は農地として維持管理することが困難になったというもの。

譲受人は不動産業を営んでおり、建築条件付き宅地分譲地と、経営する共同住宅の駐車場として利用したいというものでございます。

5月15日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しております。

申請地は、第2種農地であるため、代替地性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと判断します。

5番の案件

位置図は17ページになります。

申請地は水ノ輪公園から南に70m程に位置する

登記・現況地目 畑 122㎡。

農地の区分は用途地域にある農地のため、第3種農地と判断します。

転用の目的は駐車場です。

譲渡人は譲り受け人からの要望に応えたというもの。

譲受人は息子が実家に戻ってくることになり、自宅に駐車スペースが無いため、申請地を駐車場として利用したいというものでございます。

5月15日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しております。

申請地は第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。

6番の案件

位置図は18ページになります。

申請地は東海北陸自動車道 関サービスエリアから北に90m程に位置する

登記・現況地目 田 190㎡。

農地の区分は用途地域にある農地のため、第3種農地と判断します。

転用の目的は一般個人住宅です。

使用貸人は農地を維持管理していくことが困難になったというもの。

使用借人は現在アパート住まいであるが、家族が増え、手狭になってきたため新居を建築したいというものでございます。

5月15日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しております。

申請地は第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。

7番の案件

議案は7ページ、位置図は19ページになります。

申請地は東海北陸自動車道 関サービスエリアから北に90m程に位置する

登記・現況地目 田 11㎡。

農地の区分は用途地域にある農地のため、第3種農地と判断します。

転用の目的は駐車場です。

譲渡人は農地を維持管理していくことが困難になったというもの。

譲受人は隣地で自動車販売修理業を営んでおり、車両置き場の拡張をしたいというものでございます。

5月15日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しております。

申請地は第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。

8番の案件

位置図は20ページになります。

申請地は関市農村婦人の家から東に300m程に位置する

登記・現況地目 田 930㎡。

農地の区分は、関農業振興地域整備計画区域内の農地のため、農振農用地と判断します。

転用の目的は、農地嵩上げの一時転用です。

使用貸人は申請地は水利の便が悪く、水稻耕作の維持が困難なため、嵩上げを行ってもらい、優良な畑として利用したいというもの。

使用借人は、建設業を営んでおり、良質な建設残土を搬入し盛土行い、畑地としたいというものでございます。

5月15日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しております。

申請地は農振農用地であるため、原則不許可であります。一時転用であるため、農地転用の制限の例外基準を満たすものと考えます。

9番の案件

位置図は21ページになります。

申請地は東海環状自動車道 関広見I.C 料金所から南に320m程に位置する

登記地目 宅地 現況地目 畑 7筆 3,809㎡

登記地目 田 現況地目 畑 2筆 644㎡ 9筆合計 4,453㎡

農地の区分は住宅、事業施設、公共・公益的施設等が連たんしている区域に近接する、10ha未満の農地の区域内であるため、第2種農地と判断します。

転用の目的は駐車場です。

譲渡人は譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は申請地の南側で機械工具製造業を営んでおり、工場の増築に伴い、駐車場が不足するため、周辺土地と一体的に駐車場として利用したいというものでございます。

5月15日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しております。

申請地は第2種農地であるため、代替地性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと判断します。
また本案件は、関市開発指導要綱に基づく、開発協議が必要になります。

10番の案件

議案は9ページ、位置図は22ページになります。

申請地は武芸川民族資料館から南に200m程に位置する

登記・現況地目 畑 99㎡。

農地の区分は概ね10ha以上の一団の農地区域内の農地であるため、第1種農地と判断します。

転用の目的は一般個人住宅です。

譲渡人は農地管理の維持管理が困難になったため農業規模を縮小したいというもの。

譲受人は子供の成長に伴い、現在の住居が手狭になったため、新居を建築したいというものでございます。

5月15日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しております。

申請地は、第1種農地であるため、原則として許可はできませんが、集落に接続しており、農地転用の制限の例外基準を満たすものと判断します。

以上10件について、ご審議をお願いします。

○議長(野村 茂 君)

事務局の説明が終わりました。現場確認をされた担当地区の委員さんより、ご意見を頂きたいと思しますので、まずは第1地区担当の安田委員さん、1番から3番の案件につきまして、ご意見や補足説明をお願いします。

○1番(安田 美雄 君)

特にありません。

○議長(野村 茂 君)

ありがとうございました。1番から3番の案件について、他にご意見のある委員さんは挙手にて発言をお願いします。

(無 し)

無いようですので、次に第2地区の現場確認をされた、八代委員さんより4番と5番についてご意見を頂きたいと思しますので、ご意見や補足説明をお願いします。

○10番(八代 治郎 君)

問題ありません。

○議長(野村 茂 君)

ありがとうございました。次に第3地区の現地確認をしていただいた、足立委員さん、青山委員さんよりご意見をいただきたいと思いますが、足立委員さんは本日ご欠席ですので、6番、7番について問題ありませんと聞いております。それでは青山委員さん、8番、9番についてご意見がありましたらお願いします。

○12番(青山 雅紀 君)

特にありません。

○議長(野村 茂 君)

ありがとうございます。4番から9番について、他の委員さんでご意見がありましたらお願いします。

(無 し)

無いようですので、次に第5地区の現場確認をされた、田下委員さんからご意見を頂きたいと思いますので、10番の案件につきましてご意見や補足説明をお願いします。

○19番(田下 喜代 君)
ありません。

○議長(野村 茂 君)
ありがとうございました。他にご意見のある委員さんは、挙手にて発言をお願いします。

(無 し)

無いようですので、質疑のある委員さんは挙手をお願いします。

(無 し)

質疑もないようですので、これより採決します。
議案第3号の10件について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

全員挙手のため、議案第3号の10件につきましては原案のとおり、岐阜県知事に進達することと致します。

続きまして、議案第4号 事業計画変更申請に対する意見についてを議題とします。
事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐(山田 牧広 君)
議案第4号 事業計画変更申請に対する意見について
農地転用許可後の事業計画変更申請がありましたので、意見を求めます。
議案は10ページになります。

1番の案件

位置図は23ページになります。

こちらの案件につきましては、4条6番の申請地と、5条9番の申請地を一体事業地として申請するものです。

申請地は東海環状自動車道 関広見I.C 料金所から南に380mに位置する

現況地目 雑種地 3筆 1,635 m²

現況地目 畑 9筆 4,453 m² 合計 12筆 6,088m²

農地の区分は住宅、事業施設、公共・公益的施設等が連たんしている区域に近接する、10ha未満の農地の区域内であるため、第2種農地と判断します。

変更内容は、当初、機械工具製造業駐車場を計画していましたが、土地取得後に既設事業地内に新工場を建設することになったため、当初事業計画地だけでは駐車場が不足してしまうため、隣接する土地を一体的に駐車場として利用したいというものでございます。

2番の案件

議案は11ページ、位置図は24ページになります。

申請地は広見下水処理場から南東に250mに位置する

現況地目 畑 221㎡、
現況地目 雑種地 3筆 476㎡ 合計4筆 697㎡
農地の区分は、住宅、事業施設、公共・公益的施設等が連たんしている区域に近接する、10ha未満の農地の区域内であるため、第2種農地と判断します。
変更内容は、計画していた駐車場では不足するため、一体的に駐車場敷地を拡大したいというものでございます。

以上2件について、ご審議をお願いします。

○議長(野村 茂 君)
事務局の説明が終わりましたが、補足説明のある委員さんは挙手にて発言をお願いします。その前に青山委員さん、補足説明、ご意見ありましたらお願いします。

○12番(青山 雅紀 君)
特にありません。

○議長(野村 茂 君)
ありがとうございます。他の委員さんでご意見がございましたら、挙手にて発言をお願いします。

(無 し)

無いようですので、これより採決します。議案第4号の2件について原案のとおり、岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

ありがとうございました。全員挙手をいただきましたので、議案第4号の2件について、原案のとおり岐阜県知事に進達することと致します。

続きまして、議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明についてを議題とします。
事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐(山田 牧広 君)
議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるための、適格者であることの証明申請がありましたので、意見を求めます。議案は、12ページになります。

相続人は〇〇〇です。

申請地は天徳町2丁目31 田 904㎡、

天徳町2丁目32 田 333㎡、

天徳町2丁目48 田 439㎡ の3筆です。

相続開始日は、令和4年11月12日です。

提出書類及び現地確認した結果、各要件を満たし、租税特別措置法第70条の6第1項に規定する適格者であると判断します。

以上、相続税の納税猶予の適格証明の承認につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長(野村 茂 君)

事務局の説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

(無 し)

○議長(野村 茂 君)

質疑も無いようですので、これより採決いたします。議案第5号について、原案のとおり承認することに異議の無い方は、挙手をお願いいたします。

(全 員 挙 手)

全員の挙手をいただきましたので、議案第5号の相続税の納税猶予に関する適格者証明については、原案のとおり承認することとします。

次に、報告第1号 非農地判断した農地についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐(山田 牧広 君)

報告第1号 非農地判断した農地について報告します。

議案は、13ページになります。

農地に雑木等が生え、山林化された土地において、農地台帳から削除するというものでございます。

現地確認したところ、対象地の周囲は山林に囲まれ山林化しており、農地復元が非常に困難であるため非農地として判断したものです。地区は中之保地区 2筆です。

以上1件を報告させていただきます。

○議長(野村 茂 君)

報告第1号につきましては、事務局の報告のとおりです。

本日の議案の審議はすべて終了いたしました。ありがとうございました。

事務局お願いします。

○農業委員会事務局長(山岡 透 君)

ありがとうございました。次第のその他になります。

まず、総会についてです。委員の皆様でお集りいただく最後の総会になります。

次回総会は、令和5年7月7日(金) 午後3時30分になります。

6階 大会議室を予定しております。

2点目に返却物品ですが、皆様に貸与させていただいております、備品につきまして、次回総会時にご返却いただければと思います。

返却備品一覧をお配りさせていただいておりますので、ご確認願います。

○8番(玉田 和久 君)

農業委員としてあと1か月です。総会も残すところ、1回になります。懇親会も最初で最後になってしましますが、皆様も参加いただければと思います。

午前11時00分閉会

本日の議会の顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

議 長

印

16番

印

18番

印